

事務所だより

第156号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「全国労働衛生週間」

73回目を迎えました

準備期間に取り組み

重点事項

全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるように職場環境の改善等の労働衛生に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保することを目的に、昭和25年から毎年実施されています。

その年に合ったスローガンを掲げ、スローガンに沿った活動を行うために、毎年9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間としています。

今年のスローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

9月の準備期間は、日常の労働衛生活動の総点検を行い、次の重点事項に取り組みます。

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ④ 転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくり
- ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑥ 石綿による健康障害防止対策
- ⑦ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策



- ⑧ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と
- ⑨ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策
- ⑩ 「STOP熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策
- ⑪ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進

本週間に組みたい事項

10月の本週間では、次の事

項を取り組みます。
ア、事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
イ、労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
ウ、労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ、有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ、労働衛生に関する講習会・見学会等の開催 作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

労働者の募集ルールが変わります

令和4年10月1日施行の改正職業安定法では、求職者が安心して求職活動ができる環境の整備を目的として、求人企業に対して、「求人情報」や「自社に関する情報」の的確な表示が義務付けられます。

対象となる情報とは

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。例えば、新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、コソXやウェブサイトを、電子メール・アプリ等があります。

虚偽の表示は禁止！

『正社員』とつたいながら、実際には『アルバイト・パート』の求人であった、実際の賃金よりも高額な賃金の求人を掲載する等のような場合は、虚偽の表示に該当する場合があります。

誤解を生じさせる表示をしない！

虚偽の表示ではないが、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば以下のような点に注意します。

- ・業務内容の職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。
- ・賃金について、固定残業代の基礎となる労働時間数等を

明示せず基本給に含めて表示してはなりません。

正確かつ最新の内容に保つ

求人情報は正確かつ最新の内容に保たなければなりません。例えば、自社の採用ウェブサイト上で求人募集しているときは、募集に関する情報の提供終了や内容変更を速やかに更新し、いつの時点の求人情報か明らかにしなければなりません。

その他、求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます。

Q 毎年、定期健康診断を実施しています。そのつど健康診断の項目に「要再検査」「要精密検査」「要医療」の診断を受ける従業員が、数名います。会社としてどのように対応すればいいか教えて下さい。

定期健診後の対応

A 定期健康診断結果（「異常なし」「要観察」「再検査」などの診断区分）によって、その後の会社の対応が異なります。「要再検査」「要精密検査」「要医療」の所見では、本人へ再検査等の受診を勧奨するとともに、その結果を、意見を聴く医師等に提出するように働きかけることが適当です。しかし、再検査（二次健康診断）等は、診断の確定や症状の程度を明らかにするもので、特殊健康診断以外では会社の実施義務ではありませんが、この受診勧奨をしなかったために安全配慮義務違反に問われた事件もあり、注意を要します。受診勧奨は、文書で行うことが多いようです。

一方、受診勧奨を行っても、本人が受診しないということがありますそのため、会社がどのような受診勧奨を行ったのか、それに対し本人がどのような理由で受診を拒否したのか、記録しておくのがよいでしょう。

れます。例えば、実際の取扱い求人数が千件程度のところを、1万件程度あると表示することや、全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する等はNGです。

9月の労務手続 「提出先・納付先」

9月：障害者雇用支援月間
12日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（8月に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

30日

○8月分社会保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者）
「公共職業安定所」

編集後記

京都府の最低賃金が968円と答申されました。現在の最低賃金から31円増で、昭和48年の目安制度開始以降、過去最大の引き上げ額となりました。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com